

(判断基準の例)		(保護方策対応の例)	
リスクレベル	判断基準	高 ←	保護方策の選択優先度 → 低
I	些細なリスク	(新たな保護方策不要、従来 of 安全管理継続で可)	
II	軽微なリスク	使用上の情報に基づく方策	
III	中程度のリスク	付加保護方策	
IV	重大なリスク	安全防護	
V	極めて重大なリスク	本質的安全設計方策	

リスク低減が必要 ↑ (左側) / ↓ (右側)
 安全確保性能 ↑ (右側) / ↓ (左側)

図17 リスクレベルの判断基準の例(5段階レベルの例) (第III章 図17を再掲)

図17のとおり、リスクレベルII～Vの「保護方策対応の例」欄は斜線で区切られている。同じリスクレベルに対して左側の方策から（「本質的安全設計方策」、「安全防護」、「付加保護方策」、「使用上の情報」の優先順位で）順次適用を検討することが大前提である。左側、つまり順位1の方策が最も高い優先順位を持っているのである。

現実には、例えば「安全防護」を適用するとして、リスクの大きさとそれに掛かるコスト等を天秤にかけて、著しく合理性を欠かないならばそれによしとするが、「軽微なリスク」なのに「安全防護」で対応しようとするとは極めて大きなコスト等を要する場合には、「付加保護方策」や「使用上の情報の提供」で対応することもあり得る。

また、同じ内容の「安全防護」を適用するにしても、「軽微なリスク」に対するものと「極めて重大なリスク」に対するものでは、やはりその安全性能（安全確保の確実性）に差が出ることはコスト、技術の面からも判断していくこととなる。別の言い方をすれば、リスクレベルが高いものには、例え同じ「本質的安全設計方策」を採用するにしても、より安全確保性能の高い（確実な）方策を立案することが必要だと言える。

4-3 本質的安全設計方策によるリスクの低減（手順5-1）

本質的安全設計方策には、次のようなものがある。

- (1) 非制御的な本質的安全設計
 - ①危険源そのものをなくす